

## 第6回「はたらくひと」のイラスト応募要綱

### 1 募集内容

「はたらくひと」のイラスト

テーマは、イラストを見た身近な「はたらくひと」に、「今日も一日安全に働こう」という気持ちになってもらえるイラストとします。(作品例:ものを作る「はたらくひと」、ショベルカーを運転する「はたらくひと」、チェーンソーで木を切る「はたらくひと」、あこがれの職業で「はたらくひと」等)

### 2 応募資格

以下のいずれの条件も満たす方

ア 未就学児であること。

イ アの保護者の勤務先事業場が松阪市又は多気郡にあり、勤務先事業場が本企画への応募に賛同していること(勤務先事業場が松阪労働基準協会の非会員でも可)

### 3 応募形式

・応募作品は、同封の用紙又は任意の用紙(A4サイズ:297mm×210mm)とします。

なお、任意の用紙の場合は、下部6cmに作品タイトル、氏名及び年齢を記入してください(作品用紙参照)

・データでの応募は受け付けません。

・デザイン手法や画材は問いません。

・作品内の文字の有無は問いません。文字を入れる場合は、「ごあんげんに」、「がんばって」等、募集内容のテーマに沿ったものとしてください。

### 4 応募方法

応募作品と必要事項を記入した応募用紙を、勤務先を介して、下記の宛先まで郵送又は持参してください。応募作品は折り曲げないでください。

**【応募先】 松阪労働基準協会 〒515-0814 松阪市久保田町 173-8**

受付時間 : 平日 午前9時から午後4時まで

### 5 応募締切

**令和8年9月4日(金)必着**

### 6 賞

応募作品を審査の上、下記の4賞を決定します。応募数に応じて、その他の賞を決定する場合があります。

・松阪労働基準監督署長賞

- ・ 松阪労働基準協会会長賞
- ・ 建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会会長賞
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会会長賞

## 7 審査結果の発表

受賞作品については、保護者の勤務先が松阪労働基準協会会員の場合は、労働安全衛生松阪地区大会（令和8年11月19日（木））において、表彰します。非会員の場合は、別途お知らせします。

## 8 注意点等

- ・ 応募作品は返却しません。
- ・ 1個人による応募は、1点までとします。
- ・ 応募作品及び応募にかかる費用は応募者でご負担ください。
- ・ 応募は未発表のオリジナル作品に限ります。他の作品の模倣と認められる作品等、他者の著作権等を侵害する作品は、入賞決定後であっても賞を取り消す場合があります。
- ・ 応募作品の著作権その他一切の権利は主催者に帰属するものとします。
- ・ 応募作品は、各種の広報活動や、松阪市または多気郡各所での掲示に使用される場合があります。
- ・ 応募作品を広報活動等に使用する際、作品の外側に厚生労働省のシンボルマーク及び文字を入れるほか、補作を行う場合があります。また、イラスト等の色調は印刷のため応募作品の実物と異なる場合があります。
- ・ 応募者の氏名と年齢を広報活動等に使用される場合があります。

## 9 問い合わせ先

松阪労働基準協会（〒515-0814 松阪市久保田町 173-8）電話：0598-26-6022

ご利用時間： 平日 午前9時から午後4時まで

松阪労働基準監督署（〒515-0011 松阪市高町 493-6 3階）電話：0598-51-0015

ご利用時間： 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

